

2024年3月15日

和田隆志学長殿

足立英彦

所信

次期法学研究科長候補者としての所信を述べます。

1. 法務専攻（法科大学院）について

同専攻は法曹養成に特化した大学院です。この10年の合格者数は毎年0～7人ですが、北陸3県の弁護士の数436人（2024年3月1日）を踏まえると、もう少し多くの合格者を出す必要があると考えます。このために主に以下の点に重点を置いて取り組むべきと考えます。

(1) 法学類からの進学者増：

法学類では2019年度入学生より法学類3年（早期卒業の場合）＋法務専攻2年で司法試験合格を目指すプログラムを運用していますが、このプログラムを利用して司法試験を目指す者の数を増やすことが必要です（2024年度入学者選抜では4名合格）。そのためには現在のカリキュラムを学生目線で改革すること、法学研究科科目の先取り履修と法学類科目に対する既修認定制度の改善・円滑な運用、同プログラムの学生の学習場所・交流スペース確保、法学類図書室・法科大学院図書室を含む学習環境の改善等が必要です。

(2) 他学類からの進学者の確保：

法務専攻は「事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成」を教育目的の一つとして掲げています。紛争を予防し、解決するためには、法の知識だけではなく、当該紛争に関する様々な知見が必要であり、多様な背景を持った法曹を社会は求めています。そのためには、法学類学生がそれぞれ他の得意分野を持つとともに、他分野から法曹になる者を養成することも必要です。これは司法制度改革の当初の理念ですが、まったく実現していません。幸い本学は学域・学類制をとり、学士課程の分野間の壁を低くしようとする指向性をもっています。この強みを生かし、副専攻制度を改善し、本学のすべての学生が自分の学類の専門分野だけではなく、他学類の学問分野についても体系的に学び、その中で法学を副専攻として選んだ者から、法曹を目指す者が出てくるような教育体制が望ましいと考えます。

(3) 多様性・国際性の促進

司法試験合格者の男女比は、近年男性が約70%、女性が約30%です。徐々に女性の割合は増えてはいますが、まだまだ増やす必要があります。性指向・性自認

の多様性の尊重を含むジェンダー平等の重要性に留意します。

また、日本人の人口減少傾向と並行して外国人住民が今後さらに増加することは確実です。事件当事者が外国人である場合、当事者の母語や英語能力のある法曹による対応が望まれます。司法試験は日本語で行われるため、日本語母語話者以外が合格することは非常に困難なのですが、2026年司法試験からはパソコンを使った筆記試験が導入されるため、日本語を母語としない者の負担が少し軽くなるのではないかと考えます。少なくとも漢字文化圏（中国・台湾・香港・韓国・ベトナム等）出身者にとって司法試験合格は全く不可能ではありません。しかし、日本語の学習時間は相当程度必要ですので、できれば学士課程から金沢大学で学び、そして法務専攻に入学するというのが現実的な道ではないかと思えます。そのために、国外在住の高校生が受験し易く、入学後には日本語を学びながら専門分野も学ぶようなプログラム・制度の導入を希望します。

2. 法学・政治学専攻（修士課程）について

1971年に設置された旧法学研究科（修士課程）は、現法学類長の中村正人教員、現法学系長の石田道彦教員、そして新法学類長・系長の合田篤子教員をはじめ多くの法学研究者を養成してきました。しかしながら2004年の法科大学院創設以降（また、本学特有の事情として2006年の人社環研設置に伴う法学研究科の廃止以降）、本学を修了した留学生が母国で研究者となった例はあるものの、日本人で研究者を目指す者は大幅に減少しました。この傾向は程度の差はあれ全国的に同様であり、教員公募の応募者数もかなり減っています。本学及び日本全体での法学研究・教育を維持するため、後継者の養成が喫緊の課題となっています。これまで、定員充足のために台湾協定校特別選抜・日本法教育研究センター特別選抜を創設し、優秀な留学生の確保を図ってきました。これらの取り組みは継続しつつも、今後ほとくに法学類生の進学促進策も考えていく必要があると考えます。そのためには、より合理的な選抜方法への改革、教育内容の見直し等を通して、学士課程の学生から見てより魅力的な進学先となるような改革が必要と考えます。

3. 博士後期課程について

現在、法学・政治学を研究する博士後期課程は人間社会環境研究科人間社会環境学専攻法学・政治学コースとして設置されています。2020年に人社環研法学・政治学専攻（博士前期課程）を法務研究科に移し、法務専攻と合わせて二専攻体制の法学研究科に改組する際、博士後期課程の設置も検討しました。しかし、1993年の社会環境科学研究科（博士課程）設置以降、法学の博士号授与者は毎年1～2名であり、定員のある専攻として博士後期課程を設置することは難しいと考え、断念しました。しかし近年、文科系を含む博士の学位取得を後押しする政府の方向性も強ま

っていること、また、とくに日本法教育研究センター出身者の博士後期課程進学が見込めそうであること等の変化を踏まえ、法学研究科に博士後期課程を設置することを検討したいと思います。

4. 業務の簡素化について

職員の多忙化が問題視されるようになってすでに久しいですが、一向に改善の兆しが見えません。たとえば人社系事務部はこの春に職員数が2名減ることになると聞いています。これは望ましことではありませんが、この状況を所与の前提とせざるをえないことは承知しています。以前から慣例で行われてきた業務をすべて継続することは不可能であり、前例にとられることなく、教育活動の根幹を維持しつつも、減らせる業務は減らしていくしかありません。業務を少しでも削減することで、教員の研究時間を確保し、職員の残業等の過剰負担を減らせるような方策を検討したいと思います。

以上